

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人佐賀大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学は教育・研究・診療を主要事業としている。役員報酬を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち常勤職員数(本学1899人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる以下の法人等を参考にした。

(1) 国立大学法人島根大学……当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究・診療事業を実施している(常勤職員数2157人)。公表資料によれば、平成30年度の法人の長の年間報酬額は17,447,000円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、17,552,000円と推定される。同様の考え方により、理事については13,848,000円～14,328,130円、監事については11,952,000円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,374,000円

##### ② 令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、「役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が国立大学法人佐賀大学経営協議会に諮った上で、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」としている。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

役員報酬は、月額及び期末特別手当から構成されており、月額については、国立大学法人佐賀大学役員報酬規程に基づき本給に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出することとなっている。また、期末特別手当は、基準日現在の本給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額となっている。

令和元年度については、給与法指定職の改定に準拠し、期末特別手当の年間支給割合の引上げ(0.05月分)を実施した。

理事

支給基準及び令和元年度における改定内容とも法人の長に同じ。

理事(非常勤)

非常勤理事については、国立大学法人佐賀大学役員報酬規程に基づき、月額100,000円の非常勤役員手当と通勤手当から構成されている。  
令和元年度については、報酬の改定は行っていない。

監事

支給基準及び令和元年度における改定内容とも法人の長に同じ。

監事(非常勤)

非常勤監事については、国立大学法人佐賀大学役員報酬規程に基づき、月額180,000円の非常勤役員手当と通勤手当から構成されている。  
令和元年度については、報酬の改定は行っていない。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和元年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)		
法人の長	千円 8,723	千円 6,210	千円 2,513	千円 ( )		9月30日
法人の長	千円 8,823	千円 6,210	千円 2,588	千円 25 (通勤手当)	10月1日	
A理事	千円 6,894	千円 4,908	千円 1,986	千円 ( )		9月30日
B理事	千円 6,919	千円 4,908	千円 1,986	千円 25 (通勤手当)		9月30日
C理事	千円 6,996	千円 4,908	千円 2,046	千円 42 (通勤手当)	10月1日	※
D理事	千円 6,954	千円 4,908	千円 2,046	千円 ( )	10月1日	
E理事	千円 14,378	千円 9,816	千円 4,032	千円 529 (通勤手当)		
F理事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 ( )	千円 ( )		
A監事	千円 12,176	千円 8,472	千円 3,480	千円 224 (通勤手当)		
B監事 (非常勤)	千円 2,160	千円 2,160	千円 ( )	千円 ( )		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

本学は地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を理念とし、教養を体系的に身に付ける高等教育を目指し、大学の三つの使命である教育、研究、社会貢献の全学的・組織的な取り組みの強化と、これを支える大学の経営に対する意識改革を学長の強いリーダーシップの下で推進している。そうした中で、佐賀大学の学長は職員数1899名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、公務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、同規模の他の国立大学の長の報酬水準（琉球大学、山口大学及び島根大学の長の平均報酬17,410千円）と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、学長の報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学は地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を理念とし、教養を体系的に身に付ける高等教育を目指し、大学の三つの使命である教育、研究、社会貢献の全学的・組織的な取り組みの強化と、これを支える大学の経営に対する意識改革を学長の強いリーダーシップの下で推進している。そうした中で、佐賀大学の理事は学長を直接補佐し、それぞれの担当任務についての企画立案、点検評価及び改善を行っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、同規模の他の国立大学の理事の報酬水準（琉球大学、山口大学及び島根大学の理事の平均報酬13,784千円）と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、理事の報酬水準は妥当であると考えられる。

理事（非常勤）

本学は地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を理念とし、教養を体系的に身に付ける高等教育を目指し、大学の三つの使命である教育、研究、社会貢献の全学的・組織的な取り組みの強化と、これを支える大学の経営に対する意識改革を学長の強いリーダーシップの下で推進している。そうした中で、佐賀大学の理事は学長を直接補佐し、それぞれの担当任務についての企画立案、点検評価及び改善を行っている。

理事（非常勤）の年間報酬額は、同規模の他の国立大学の理事（非常勤）の報酬水準（島根大学の理事（非常勤）の報酬1,200千円）と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の法人との比較を踏まえると、理事の報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

国立大学法人のガバナンスにおいては、監事及び監査室が行う監査業務の果たす役割が重要になってきている。佐賀大学においてもガバナンスを充実するために、監査業務の充実を図っているところである。そうした中で、佐賀大学の監事は、本学の業務の合理的かつ効率的運営を図ること及び会計経理の適正を期することを目的に定期的及び臨時に監査を行っている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、同規模の他の国立大学の監事の報酬水準（山口大学及び鳥取大学の監事の平均報酬12,018千円）と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、監事の報酬水準は妥当であると考えられる。

監事（非常勤）

国立大学法人のガバナンスにおいては、監事及び監査室が行う監査業務の果たす役割が重要になってきている。佐賀大学においてもガバナンスを充実するために、監査業務の充実を図っているところである。そうした中で、佐賀大学の監事は、本学の業務の合理的かつ効率的運営を図ること及び会計経理の適正を期することを目的に定期的及び臨時に監査を行っている。

監事（非常勤）の年間報酬額は、同規模の他の国立大学の監事（非常勤）の報酬水準（宮崎大学の監事（非常勤）の報酬1,977千円）と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、監事の報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

#### 4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 11,359 (54,903)	年 10 (36)	月 0 (11)	R1.9.30	1.0
理事	千円 4,107 (43,520)	年 4 (38)	月 0 (6)	R1.9.30	1.0
監事	千円 該当者なし	年	月		

注: 法人の長並びに理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

#### 5 退職手当の水準の妥当性について

##### 【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	<p>学長就任後、IR機能をさらに高度化し、新たな経営資源(人的・物的・予算・施設利用等)を戦略的に再配分・最適化する仕組みを構築し、地方国立大学における業務運営改革のモデルケースとなるような先導的事例を目指した取り組みを実施。平成30年4月には、教育組織と教員組織を分離し、新たな教員組織となる教育研究院を設置することにより、より柔軟で横断的な教育研究活動を促すとともに、教員人事を全学的に一元化することにより、限られた人材の有効活用を可能とした。さらに、スペースマネジメントによる产学連携推進として、民間企業と包括連携推進協定を締結。イノベーション・ラボの活用としては国立大学初となるキャンパス内への本店誘致を実現した。これにより、同企業との相互連携・共同研究による最先端IT技術を駆使した農業、医療技術等の発展を目指すなど、企業による実装教育の推進、社会貢献の推進に大きく貢献した。</p> <p>学長に対する退職手当の額は、国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程において、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができると規定しており、これらの業務に対する貢献度並びに国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案し、増額又は減額を行わないこととした。</p>
理事	<p>総括、企画・総務担当理事として、情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)として、情報基盤の整備、情報セキュリティ機能強化及び情報セキュリティ教育に取り組み、特に、CISO下に情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)を設置するなど、情報セキュリティ体制の整備に尽力した。また、施設マネジメント委員長として、各種施設の改修や広場等の整備を行い、キャンパス環境の向上を図り、教職員学生をはじめ、地域や近隣住民とのより良い関係を有するキャンパス環境の整備に尽力した。</p> <p>当該理事に対する退職手当の額は、国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程において、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができると規定しており、これらの業務に対する貢献度並びに国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案し、増額又は減額を行わないこととした。</p>

注: 「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

##### 【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

#### 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員の業績を報酬に反映させる仕組みとしては、期末特別手当(ボーナス)において、「役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が国立大学法人佐賀大学経営協議会に諮った上で、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」としている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

○ 本学の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、令和元年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(本学1899人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人島根大学…当該法人は主要事業(教育・研究・診療)において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(2157人)となっている。

(2) 国家公務員…平成30年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は411,123円となっており、全職員の平均給与月額は417,683円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、本学と企業規模が同等で大学卒の事務系職員の平均給与月額と比較(例えば、事務係長の平均給与月額は501,601円となっている。)。

○ 本学の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った総合的な人員計画並びに中期目標、中期計画に掲げる人件費抑制の為の実行計画を基に、当法人において決定された当初予算の範囲内で適正かつ効率的な人件費管理を行う。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

・昇給については 昇給日(毎年1月1日)前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ昇給号俸数を決定する。

具体的には、1年間良好な成績で勤務した者を、4号俸上位の号俸に昇給させることを基準として、勤務成績に応じ昇給号俸数を加減することにより昇給号俸数を決定する。

・勤勉手当(査定分)については 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

・昇格及び降格については、特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に昇格させることができるとし、勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来るとしている。

#### ③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

職員の給与は、「国立大学法人佐賀大学職員給与規程」に基づき、本給、本給の調整額、管理職手当、職務付加手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、夜間診療手当、オンコール手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、極地観測手当、超過勤務手当、緊急手術手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当及び期末特別手当から構成されている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給月額、本給の調整額、教職調整額、扶養手当の月額、地域手当及び広域異動手当の月額に役職に応じた加算額並びに管理職加算額を加算したもの)に100分の130(前述の管理職加算額を加算するものについては100分の110)を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給月額、本給の調整額、教職調整額、地域手当及び広域異動手当の月額に役職に応じた加算額並びに管理職加算額を加算したもの)に支給細則に定める割合を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和元年度においては、以下の給与改定を行った。

○扶養手当の見直しについて、以下の措置を講ずることとした。

・実施時期:平成31年4月1日～

・配偶者及び父母等に係る手当額を一般(一)8級以上職員等に該当するもの(※)について3,000円引下げ(6,500円→3,500円)(※教育職給与表(一)5級、年俸制教員基本年俸表5級及び医療職給与表(二)8級以上であるもの)

・期末勤勉手当の支給割合について、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を1.30月へ、勤勉手当の支給割合を0.925月へ改正

○国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

・実施時期:平成31年4月1日～

・30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸について本給の水準を平均0.1%引上げ

・期末・勤勉手当 支給割合を4.45月から4.50月に引上げ(引上げ分は12月期の勤勉手当の支給割合を0.975月とすることで対応)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和元年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1302	歳 43.1	千円 6,335	千円 4,627	千円 74	千円 1,708
事務・技術	人 260	歳 42.7	千円 5,433	千円 3,965	千円 82	千円 1,468
教育職種 (大学教員)	人 413	歳 52.0	千円 8,682	千円 6,259	千円 101	千円 2,423
医療職種 (病院看護師)	人 443	歳 36.6	千円 4,971	千円 3,689	千円 48	千円 1,282
技能・労務職種	人 10	歳 51.5	千円 4,835	千円 3,538	千円 73	千円 1,297
教育職種 (附属高校教員)	人 19	歳 44.0	千円 7,242	千円 5,291	千円 68	千円 1,951
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 43	歳 40.0	千円 6,441	千円 4,763	千円 74	千円 1,678
医療職種 (病院医療技術職員)	人 111	歳 37.7	千円 5,127	千円 3,795	千円 57	千円 1,332
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 45.2	千円 5,337	千円 3,899	千円 97	千円 1,438

再任用職員	人 34	歳 62.6	千円 3,501	千円 2,935	千円 85	千円 566
事務・技術	人 31	歳 62.7	千円 3,552	千円 2,977	千円 89	千円 575
教育職種 (大学教員)	人 	歳 	千円 	千円 	千円 	千円 
技能・労務職種	人 3	歳 62.2	千円 2,975	千円 2,498	千円 42	千円 477
教育職種 (附属高校教員)	人 	歳 	千円 	千円 	千円 	千円 

非常勤職員	人 124	歳 49.3	千円 3,880	千円 3,314	千円 52	千円 566
事務・技術	人 47	歳 48.4	千円 3,156	千円 2,361	千円 69	千円 795
教育職種 (大学教員)	人 20	歳 43.6	千円 6,773	千円 6,064	千円 31	千円 709
医療職種 (病院看護師)	人 4	歳 56.0	千円 3,917	千円 3,038	千円 85	千円 879
医療職種 (病院医療技術職員)	人 11	歳 48.9	千円 4,035	千円 3,121	千円 67	千円 914
技能・労務職種	人 35	歳 53.8	千円 2,184	千円 2,038	千円 43	千円 146
寄附講座教員	人 7	歳 46.8	千円 8,692	千円 8,692	千円 0	千円 0
その他医療職種 (看護師)	人 	歳 	千円 	千円 	千円 	千円 
その他	人 該当なし	歳 	千円 	千円 	千円 	千円 

(年俸制適用者)

常勤職員	人 114	歳 44.5	千円 8,163	千円 5,498	千円 83	千円 2,665
教育職種 (大学教員)	人 114	歳 44.5	千円 8,163	千円 5,498	千円 83	千円 2,665

(年俸制適用者)

非常勤職員	人 14	歳 37.9	千円 4,206	千円 4,206	千円 89	千円 0
契約医療事務職員	人 11	歳 33.7	千円 3,560	千円 3,560	千円 73	千円 0
契約リサーチ・アドミニ ストレーター	人 3	歳 53.5	千円 6,577	千円 6,577	千円 148	千円 0

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等の技能・労務的業務に従事する職種を示す。

注3：「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4：「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5：再雇用職員の教育職種(大学教員)、再雇用職員の教育職種(附属高校教員)及び非常勤職員のその他医療職種(看護師)については各々該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

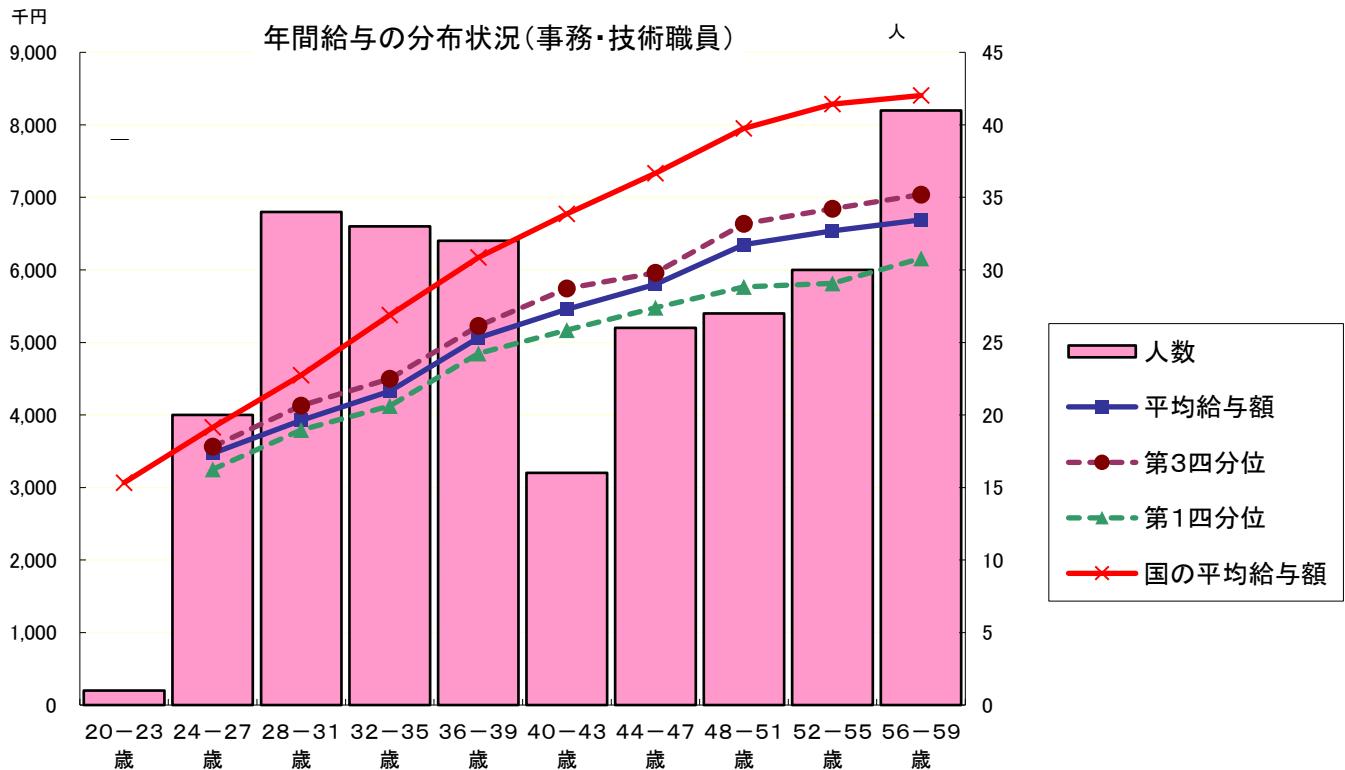
注6：常勤職員の表について医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した

注7：在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注8：再任用職員の表について、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

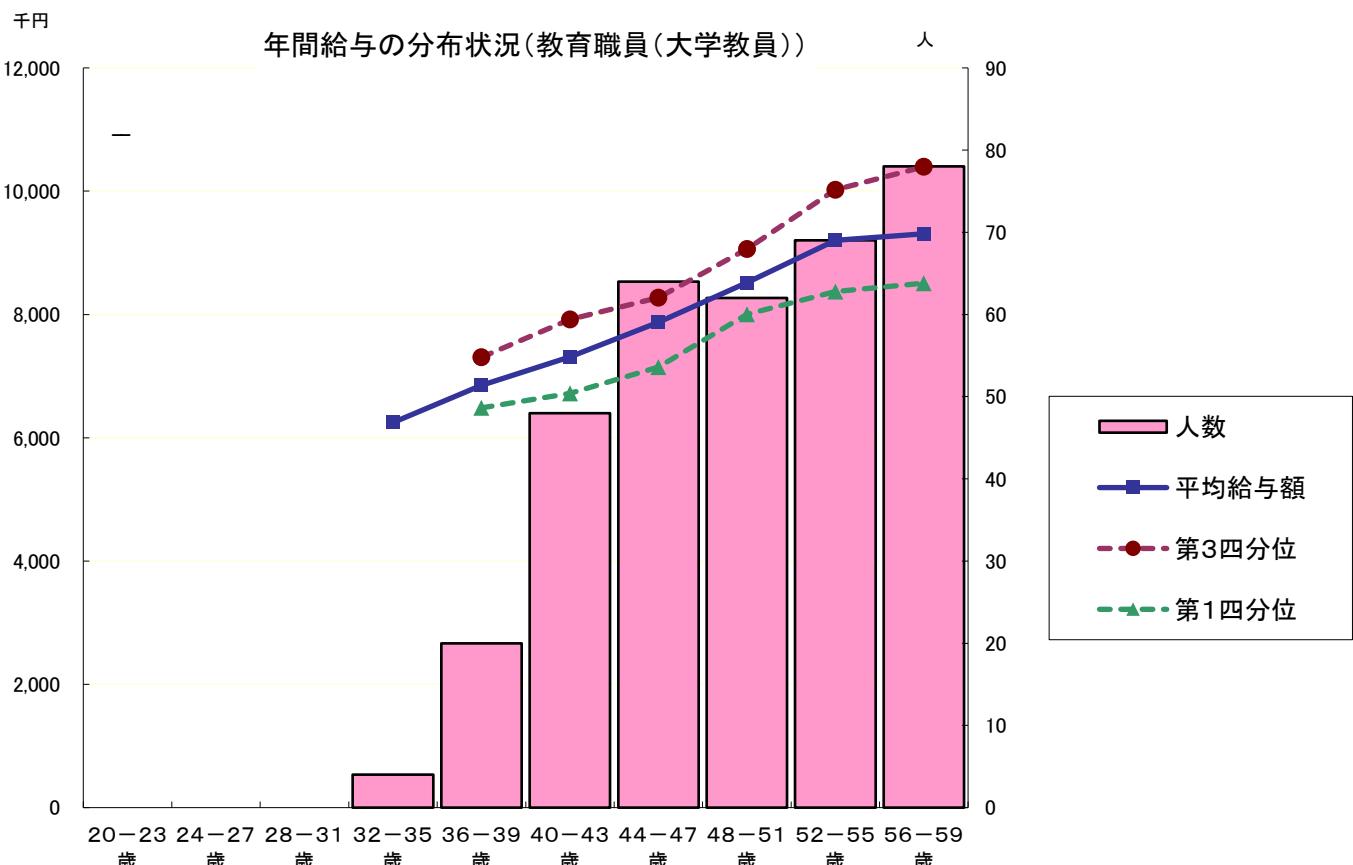
注9：非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

- ② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

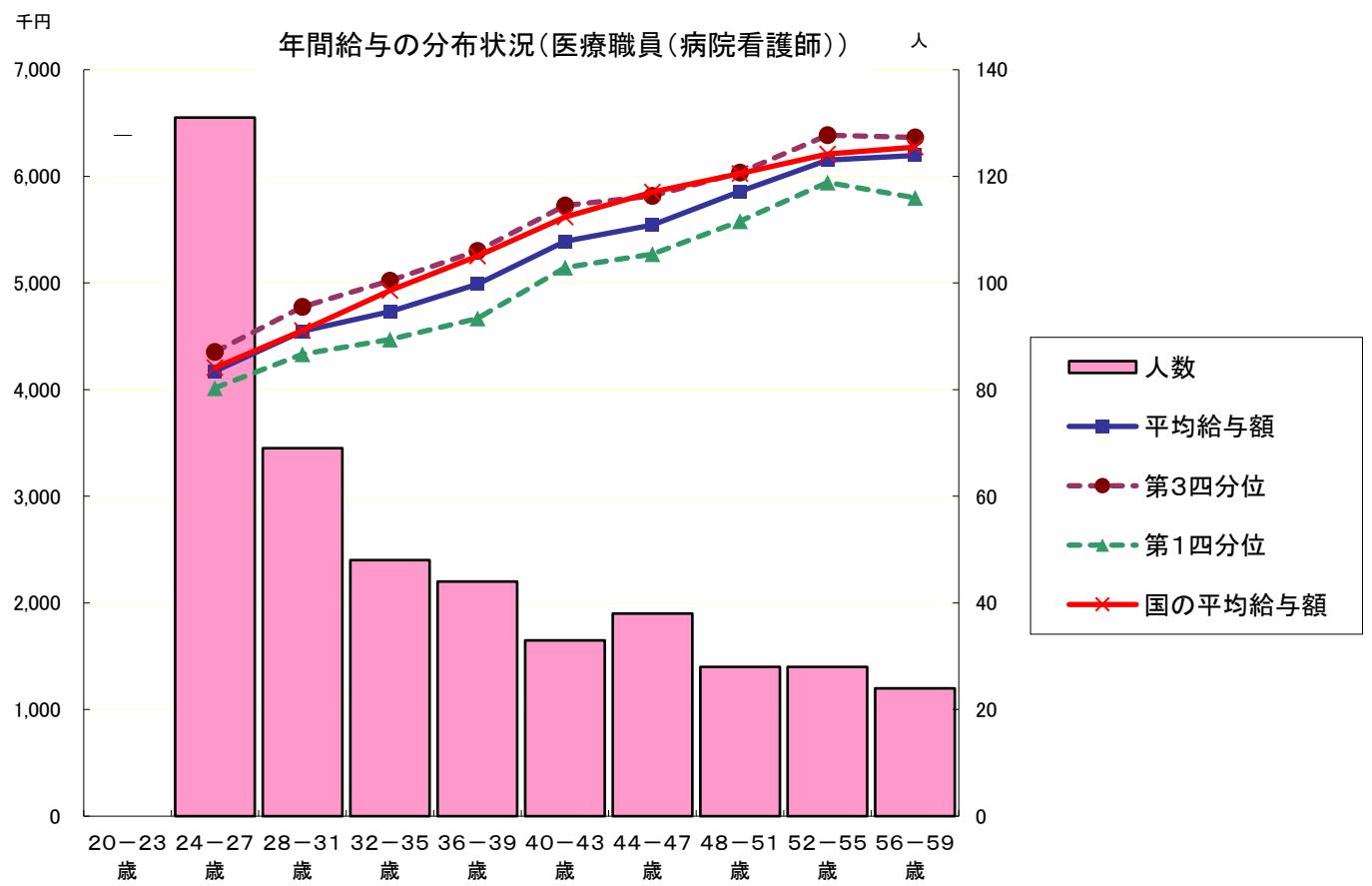


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注1:年齢32～35歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。



### ③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

#### (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	千円
代表的職位	局長	1人	—	—	—
	部長	3人	57.8歳	8,656千円	— ~ —
	課長	19人	55.6歳	7,462千円	8,793 ~ 6,460千円
	副課長	29人	53.8歳	6,464千円	7,138 ~ 5,706千円
	係長	109人	44.9歳	5,560千円	6,864 ~ 3,969千円
	主任	31人	43.7歳	5,090千円	5,960 ~ 4,062千円
	係員	68人	29.6歳	3,825千円	4,473 ~ 3,098千円

注1：「局長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注1：「部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の(最高～最低)については記載していない。

注2：「課長」には課長相当職である「事務長」及び「監査室長」、「副課長」には副課長相当職である「専門職」及び「技術専門員」、「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
	教授	174	57.3	9,790 14,154 ~ 7,940
	准教授	152	49.5	8,151 10,587 ~ 6,462
	講師	28	46.2	7,725 11,190 ~ 6,497
	助教	50	44.4	6,663 8,408 ~ 5,296
	助手	3	58.5	6,366 — ~ —
	教務職員	6	49.0	5,523 5,908 ~ 5,054

注1：「助手」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の(最高～最低)については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
	看護部長	1		— ~ —
	副看護部長	4	51.8	7,152 — ~ —
	看護師長	24	50.3	6,339 6,692 ~ 5,704
	副看護師長	47	46.6	5,728 6,366 ~ 4,638
	看護師	367	34.2	4,694 6,514 ~ 3,751

注1：「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2：「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の(最高～最低)については記載していない。

④ 賞与(令和元年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.1	% 55.4	% 56.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.9	% 44.6	% 43.8
	最高～最低	51.6～39.9	53.6～40.1	51.8～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.5	% 57.2	% 57.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.5	% 42.8	% 42.2
	最高～最低	46.4～38.1	47.5～39.3	45.7～38.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.0	% 53.8	% 54.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.0	% 46.2	% 45.6
	最高～最低	% 56.5～39.5	% 53.6～41.7	% 53.9～41.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.8	% 57.5	% 58.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.2	% 42.5	% 41.9
	最高～最低	% 56.3～34.4	% 53.7～39.1	% 55.0～38.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.3	% 56.8	% 56.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.7	% 43.2	% 43.5
	最高～最低	% 46.4～40.8	% 44.9～42.1	% 45.7～41.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.2	% 57.0	% 57.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.8	% 43.0	% 42.4
	最高～最低	% 46.4～37.8	% 47.5～38.3	% 46.9～38.6

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 81.1</li> <li>・年齢・地域勘案 89.5</li> <li>・年齢・学歴勘案 81.2</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 89.6</li> <li>(参考)対他法人 92.4</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 31.3%】          (国からの財政支出額 12,926,485千円、支出予算の総額 41,259,486千円:令和元年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成30年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 8.8% (常勤職員数260名中23名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 63.4% (常勤職員260名中165名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.7%】          (支出総額 39,491,472千円、給与・報酬等支給総額 10,160,044千円)          (法人の検証結果)</p> <p>本学は地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を理念とし、教養を体系的に身に付ける高等教育を目指し、大学の三つの使命である教育、研究、社会貢献の全学的・組織的な取り組みの強化と、これを支える大学の経営に対する意識改革を学長の強いリーダーシップの下で推進している。そうした中で事務及び技術職員の担う役割は、多岐にわたり困難の度も増してきており、専門的知識を有する職員の確保・育成が重要になってきている。</p> <p>また、対国家公務員指数は81.1であり、同規模の民間企業と比べても同種の職種の水準を下回っている。以上のことから、給与は適切な水準と考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)          給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に適正な給与水準の維持に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 97.6</li> <li>・年齢・地域勘案 101.0</li> <li>・年齢・学歴勘案 94.3</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 99.1</li> <li>(参考)対他法人 97.3</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 31.3%】          (国からの財政支出額 12,926,485千円、支出予算の総額 41,259,486千円:令和元年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成30年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 1.1% (常勤職員数443名中5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 59.3% (常勤職員443名中263名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.7%】          (支出総額 39,491,472千円、給与・報酬等支給総額 10,160,044千円)          (法人の検証結果)</p> <p>本学の主要な事業は、教育・研究・診療である。本学医学部附属病院においては「患者・医療人に選ばれる病院を目指して」という理念の下、地域医療への貢献、良き医療人の養成、高度医療技術の開発研究を推進している。また、現在、医療の現場ではそれぞれの職種の専門性を活かし、互いに連携することで最良のケアを提供するチーム医療の推進が求められている。そうした中で、病院看護師の担う役割は重要であり、知識と人間性の調和のとれた人材の確保・育成が最優先事項である。</p> <p>また、対国家公務員指数は97.6であり、同規模の民間企業の同種の職種の水準を下回っている。以上のことから、給与は適切な水準と考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)          給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に適正な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

89.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和元年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○事務・技術職員

- ・22歳(大卒初任給) 月額 182,200円 年間給与 2,995,368円
- ・35歳(主任) 月額 273,600円 年間給与 4,558,722円
- ・50歳(係長) 月額 361,200円 年間給与 6,098,500円

○大学教員

- ・27歳(博士修了初任給) 月額 291,400円 年間給与 4,790,616円
- ・35歳(助教) 月額 331,200円 年間給与 5,518,454円
- ・50歳(教授) 月額 481,200円 年間給与 8,231,406円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(一般(一)8級以上職員等にあつては3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

## 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

個人の業績を給与へ反映させる仕組みとしては、昇給及び昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たって、人事評価制度による評価結果を踏まえて実施することとなっている。

## III 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,434,645	千円 10,346,536	千円 10,327,936	千円 10,160,044	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,009,972	千円 848,897	千円 983,382	千円 1,034,282	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,825,611	千円 4,932,696	千円 4,841,778	千円 4,941,675	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,208,322	千円 2,237,133	千円 2,264,029	千円 2,251,386	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 18,478,550	千円 18,365,262	千円 18,417,125	千円 18,387,387	千円	千円

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、当法人の財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

### 総人件費について参考となる事項

#### ① 「給与、報酬等支給総額」について

「給与、報酬等支給総額」について、対前年度比1.6%減となっているのは、平成31年4月1日の本給表並びに12月期勤勉手当の支給割合の引上げを行ったものの、年間平均支給人員数が減少したことが主な要因となったものである。

#### ② 「退職手当支給額」について

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額の調整率を0.87→0.837へ引下げ。
- ・職員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額の調整率を0.87→0.837へ引下げ。

#### ③ 「最広義人件費」について

「最広義人件費」については、対前年度比0.2%減となっているが、これは年間平均支給員数の増加による非常勤人件費の増や定年退職者が前年度に比べて増加したことによる退職手当の増に比して上記①の要因による給与、報酬等支給総額及び福利厚生費の減が大きかったことが主な要因となったものである。

## IV その他

特になし